

一般農道整備事業（継続）

【5,666(6,040)百万円】

対策のポイント

農村地域の農道網を有機的かつ合理的に整備し、農業の生産性の向上及び農産物流通の合理化を図るとともに農村地域の生活環境の改善に資することを目的とします。

- ・ 農業振興の観点から、受益農地における農業生産性の向上や農産物の効率的な輸送などに必要な路線に限定して農道を整備します。

政策目標

農業の持続的発展や食料の安定供給を実現するため、効率的かつ安定的な農業経営、生産性の向上及び農産物流通の合理化が図れるように農業生産基盤の整備を着実に推進

< 内容 >

農業生産活動に利用されるほ場内農道やほ場と集落、ほ場と基幹的農道等を結ぶ農道の新設又は改良を行うとともに、既設農道の保全・更新を推進します。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県
2. 補助率 45 / 100 等
3. 事業実施期間 昭和46年度～

[担当課：農村振興局整備部農地整備課（03 - 6744 - 2209（直））]